

平成24年第1回美幌町議会臨時会会議録

平成24年2月21日 開会

平成24年2月21日 閉会

平成24年2月21日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
(提出案件の概要説明)
日程第 3 議案第 1 号 平成 23 年度美幌町一般会計補正予算(第 11 号)について
日程第 4 議案第 2 号 平成 23 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
について
日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

○出席議員

- | | | | |
|------|----------------|------|---------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 5 番 | 中 嶋 すみ江 君 |
| 6 番 | 松 浦 和 浩 君 | 7 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 8 番 | 岡 本 美代子 君 | 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 |
| 10 番 | 宗 像 密 琇 君 | 11 番 | 大 原 昇 君 |
| 12 番 | 吉 住 博 幸 君 | 13 番 | 橋 本 博 之 君 |
| 議長 | 14 番 古 舘 繁 夫 君 | | |

○欠席議員

- 4 番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 美幌町監査委員 高木 清 君

○地方自治法第 121 条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷 良 君	総務部長	浅野 俊伸 君
民生部長	馬場 博美 君	経済部長	平野 浩司 君
建設水道部長	磯野 憲二 君	病院事務長	大村 英則 君
会計管理者	鈴木 元春 君	総務主幹	高崎 利明 君
政策財務主幹	平井 雄二 君	税務主幹	大平 幸雄 君
福祉主幹	井上 和俊 君	施設管理主幹	門別 孝志 君
教育長	川崎 俊郎 君	教育部長	佐藤 庄一 君
スポーツ振興主幹	田村 圭一 君	監査委員室長	武田 孝司 君

○議会事務局出席者

事務局長	高坂 登貴雄 君	次長	荒井 紀光子 君
議事係長	水上 修一 君	庶務係長	松尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番吉住博幸さん、13番橋本博之さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月17日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕平成24年第1回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る2月17日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、補正予算案2件、平成23年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について、平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、報告1件、専決処分の報告についての3件であります。

よって、本臨時会の会期については、本日1日限りとしたしたいと存じます。

円滑な議会運営に議員各位の協力をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承いたします。

なお、柏葉議員、体調不良のため欠席の旨、沖田教育委員会委員長、所用のため欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願いますとともに、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（古館繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成24年第1回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

各会計補正予算について。

まず、一般会計につきましては、地域支え合い体制づくり事業費として500万1,000円、除雪対策事業費として1,415万9,000円の増額補正を行おうとするものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険税還付金の増額補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第1号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと思いません。

議案第1号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,916万円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,454万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思いません。

歳出でございます。

一番上の一般事務費の増、業務等委託料、要援護者支援システム整備委託料500万1,000円。これは、国の補助事業で、地域支え合い体制づくり事業によりまして、住民基本台帳システムと連携した要援護者の情報を地図情報とあわせてシステム化すること

により、災害時における支援や平常時における保健師や福祉担当者等の訪問や支援事業に活用するため、要援護者台帳システム及び災害安心サポートシステム並びに地図情報の導入を図るものでございます。

その下の2、除雪対策事業費の増、1,415万9,000円の増であります。まず、社会保険料の17万4,000円の減及びその下の臨時職員賃金の82万円の減につきましては、臨時職員の病気休暇による減額補正であります。

その下の人夫賃の172万9,000円の増につきましては、ただいま御説明申し上げました臨時職員の病気休暇に伴う代替運転手、それと作業員の賃金及び一斉除雪に係る時間外手当分でございます。

その下の修繕料100万円につきましては、除雪車両に係る修繕料でございます。

一番下の自動車等借上料の1,243万円の増につきましては、今後の除雪5回分と排雪作業10回分、並びに雪捨て場におきます雪押し作業に係るブルの作業代として138時間を見込み、執行残との調整により1,243万円の補正をいたごうとするものでございます。

それでは、前のページ、11ページにお戻りいただきたいと思いません。

地域支え合い体制づくり事業補助金500万円。これは、要援護者支援システム整備に係る補助金でございます。

その下の財政調整基金繰入金の増1,416万円につきましては、今回の補正に係る財源を財政調整基金に求めるものでございまして、年度末における財政調整基金残高は、7億5,950万6,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 13ページの民生費

の社会福祉総務費についてであります。

500万1,000円という中身なのですけれども、今、地図情報という部分の中に、要援護者のための地図情報、あとはその他の、いろいろな、防災だとかの部分も入っていますよということだったのですけれども、この地図情報というのは、言葉ではわかるのですけれども、どういうシステムであって、この運用がどういうふうな場所で行われるのか。

それと、もう一つ、美幌・津別の消防本部に、今、新しい地図情報のデータ等があって運用されていますが、そういうところとリンクされるのか、されないのか。

あと、もう一つ、この整備委託料そのものが、どういうふうな業者に委託となるのか。入札なのか、見積もり合わせなのかも含めて、再度もう少し、わかりやすく説明してください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） まず、1点目のシステムの内容でございますけれども、その中の地図情報、これは先ほど総務部長から説明したとおり、3点あります。その中の一つとして地図情報があります。これについては今、要援護者台帳ということで、それぞれ各自治会、民生委員にお願いして、昨年7月末現在で提出をもらってございます。

2月9日現在で582名の方が個別支援計画に基づいて提出があります。その分に基づいた、移動に伴う地図情報なのですけれども、これは、個別に上げてもらっていますゼンリンの地図の中のシステムが、自動的に税務からの情報をもとにして対応できるシステムでございます。

それと、美幌・津別消防組合との緊急での対応についてでございますけれども、現段階においては独自に、税務情報、あるいは住民情報をもとにした体制の中でやっていきたいというふうに考えてございます。連動は今のところ考えてございません。

それと、委託料のことなのですけれども、

今回議決いただきますと、これにつきましては補助事業でありますので、3月31日までに完成しなければならないということで、見積もり合わせによることで進めたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 何となくわかりました。

この地図なのですけれども、これは民生部のほうのパソコンで見るとは思わないかなと思うのですけれども、情報そのものの扱いも含めまして、セキュリティーも含めまして、先ほど消防の地図情報とはリンクしないということだったのですけれども、実際、たしか、僕も聞くところによると、消防の部分も含めまして、いろいろなデータだとかチェックの部分は今運用していると思うのですけれども、なぜリンクさせられないのかだけ、済みません、もう一度。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 具体的なシステムの稼働につきましては、これは電算担当のほうでやって、それをもとにして我々民生部のほうで所管をするような手続になってございます。

消防のほうについては、これは緊急のときの対応ということで、我々のほうについては、あくまでも災害者の要援護者の、例えば介護が必要な方とか、身体障害者とか、精神とか、知的とか、そういった障害をお持ちの方、あるいは単身世帯の高齢者、それから自立支援で医療を持っている方等を含めて、そういった方を対象にしていますので、それとともに、あと、全体の中で、後期高齢者の部分も含めて、あくまでも要援護者の本人の同意に基づいて、申請が上がってきたものについての管理をしていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） ただいまの件と同じ件なのですが、よくわからないのでもう一度説明をいただきたいのですが、今、松浦議員のお聞きになった点で、なぜリンクができないのかということに対しての答弁にはなっていないと思うのです。ただ、今やっていることと、それから、これからやろうとしていることは、民生部の中でこうやって分けているのではなくて、なぜこれがリンクできないのかということをお聞きしているのであって、私も過去に事務組合のほうのお手伝いをさせていただいたのですけれども、これもはるかに、大分、もう10年以上も前からリンクさせている町というのはいっぱいあるのです。もっとすごいところは、消防署内に保健師さんを置いている町もあるのです。

それから見たら、美幌ははるかにおくらしているにもかかわらず、これだけの今度、いい仕事をしようと思っているものに対して、これは消防とリンクしていないというのが納得いかないのですよ。もう一度説明してください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） このことにつきましては、昨年度、国の要援護者支援制度に基づきまして、町民の方々の支援の申請を上げてもらった中では消防署のほうにもそのデータを使うということで同意はもらってございます。ただし、今回の住民基本台帳と、それから災害要支援システムの関係につきましては、まだ同意まで至っていないということが一つネックになってございます。

このことにつきましては、今後システムを構築していく上で、本人の御了解をいただいた中で、当然、地図情報をあわせて、こういう人がどこにいるのかということですぐ検索できるようなシステムを構築していきたいという流れで、今の段階では同意をもらっていないためにリンクできないということになっています。

今後、それにつきましては災害時にも使えるということですので、消防とリン

クするように、申請者の方から同意書をいただいた中で取り組んでいくという考え方でありますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 私も勉強不足でよくわからないのですけれども、同意が必要だという、その辺がよく理解できないのですけれども、それは個人情報の問題なのか。

そうしたら、例えば消防とリンクすることになれば、消防が、では、個人情報に関するものは一切預かれないのかということになるのかなど。そうすると、どうやって情報を得るのか、どうやってそれを管理して、どうするのかということをお教えください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 要支援者支援システムの関係では、当然、個人情報のデータが入ります。例えばその方の支援する御家族の方ですとか、隣の支援をお手伝いしてくる方だとか、電話番号だとか、そういった、状況も含めて、データとして扱われるものですから、同意を求めなさいということで国のほうから指示が来ております。

それで、昨年、要援護者の制度に基づいた申請につきましては、全員同意書をいただいた形で申請をさせていただいております。ただ、消防とのリンクにつきましては、今度は住民基本台帳とリンクしますので、それはあくまでも個人情報の問題から、現在はできないということになっていますので、あくまでも本人の同意を得た中で消防とリンクするという形で今、これから進めていきたいというふうに思っております。

災害時に、当然、消防の救急、それから消防車のほうに地図で見られるナビがついておりますので、そういったものを利用しやすいように、今後そういう方向で、地域の防災対策にも活用できるような形で取り組んでいきたいということで考えておりますので、現段階では個人情報保護法の関係でリンクできないということをお理解をいただきたいと思ひ

ます。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） よくわかりました。ということは、今後はやっぱり、その方向に向けてしていくと、そう理解してよろしいですか。

ぜひ、これは早くに、住民基本台帳だとか、その以前の話から、もう既に取り入れてやっている町が結構あるものですから、そういうところも十分調査した上で、できるだけ早くにしないと、通常、要援護といっても、今、部長が言われたように、いざ何かあったときに、すぐやっぱり緊急に対応するという意味では、この地図情報というのは非常に大事で、旭川あたりはかなり早くからやっています。その辺で、もうちょっと、我が町も早くならないのかなと心配していたのですけれども、できるだけ早くそういう方向に行っていただければありがたいなと思いますので、今後ともまたひとつよろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） これは、災害時要援護者ということで、この対象はやっぱり地域の方が助けるという、それですよ。地域の方がどこに、災害時に手を差し伸べてもらいたい人がいるか。

これは、同意をもらってから登録するというので、もう終わっているというふうに、先ほど五百何人ですか、いるということですが、これを毎年更新していくのでしょうか。その辺ちょっと、1点お知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） このことは、当然、データ管理上、毎年調査をして登録をしていくという格好になります。当然、先ほどおっしゃいましたように、その方が、自治会単位でありますけれども、皆さんに御協力を願って、支援していただく方を1人につき2

名ということをお願いして申請をいただきました。

ただ、なかなか、2名といっても、1名の方もいらっしゃるし、いろいろ、その辺は統一はとれていないのですけれども、あくまでも地域の方に支援していただくという体制の中で申請をしていただいております。それが先ほど言いました582名ということでございますので、これは当然毎年、支援する方もかわるだろうし、支援する人もふえてくるだろうと、そういう中から毎年更新をしていくという考え方で取り組む予定であります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先ほどから言われていますように、個人情報ということで、自治会で回るにしても非常に難しいものはありますので、これは毎年こういうことをやるとなれば、結構やっぱりわかりやすい資料というか、受け手というか読み手がわかりやすい資料を使って、これは民生委員さんとか自治会が毎年こういうことで回るとなれば、結構な負担といえますか、そういうもので、毎年毎年更新していくとなればやっぱり、ある程度しっかりした資料も必要かなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 毎年というよりは、現在、自治会長さんをお願いして、この関係は、当然、自治会にも控えを渡しております。その中で、異動、変更があった場合は自治会長さんがそれに基づいて町のほうに申請をします。申請をしていただいた方に対して、うちのほうで台帳をつくって折り返し自治会のほうにその名簿を渡すという流れで今は進んでおります。

したがって、毎年という言い方はちょっと、申しわけなかったのですけれども、変更があったときにその都度やっているというのが実態でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第1号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 議案第2号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の15ページをお開き願います。

議案第2号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出それぞれ29億2,455万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

24、25ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

25ページの1、一般被保険者保険税還付金の償還金利子及び割引料30万円の増につきましては、死亡保険金を年金形式で受け取

る生命保険について、相続税の対象となった部分について、平成22年10月から所得税と二重課税としないとする年金上の税務の取り扱いが変更されたことに伴い、平成17年から21年分まで、過去5年間分について還付することになっていましたが、今回、平成12年から平成16年分までの5年間につきましても特別還付金として支給する制度が創設され、本年、平成24年の6月29日まで請求することとなったところであります。

今回、このことに伴い、お二人の方の申告により保険税の還付金が不足することから、30万円の増額補正を行おうとするものでございます。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

22、23ページをお開き願いたいと思います。

23ページの国民健康保険基金繰入金30万円の増につきましては、今回の歳出の財源を基金から繰り入れするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 23ページの基金繰り入れ後の基金の残高をお知らせ願いたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 今回の補正につきまして、23年度末現在の基金残高の見込みにつきましては、3億1,376万4,000円であります。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 報告第1号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 以前も個別排水に関して似たような事件がありました。この中で、部局として、こういうことがなぜ起きたのかという原因調査だとか、そして、これからこういうことが起きないように方策といいますか、どのようなことをやっていくのかもちょっとお伺いしたいと思えますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 今回の支払い遅延については、議員おっしゃるとおり、前にも個別排水のほうでございました。

それで、このことについては、職員の意識の問題かなと思います。それで、私どももいろいろ、こういった事例をなくすために、執行計画をとってみたいとか、そういう対策をとってきたのですけれども、今後さらに、こういったことを解消するために、職員の研修会を開催したいというふうに考えております。

新年度におきまして、こういう経理の部分を改めて、職員対象とした研修会を開催し、こういう事故が今後起きないように対策をとっていきたいということ考えております。

原因調査の関係は、それぞれ現課のほうから、どういったことでこういう経過になったのかということの報告を上げていただいた中で原因究明をしていくという形をとってござ

います。

それと、もう1点、こういった事故を、町民の皆さんに迷惑をかけないように、さらに事故防止に努めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） これはたとえ少額であろうと高額であろうと、やっぱり税金の中から支払われるということでありまして。ということはやはり、それなりに職員というのは気を引き締めていただかなければ、先ほど部長が言いましたように意識の改革、大変難しいと思います。でも、やっぱりどこかで締めていかなければ、今、職員の方がもう、民間もどうかわかりませんが、どこかで緩みがあるのかなと思いますので、研修をするということもありましたので、その中でいま一度強く意識を高揚、そして自分たちで意識を高めるということをやっていただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 先ほど来より職員の犯しましたこの事案について御指摘をいただいているところであります。

私ども、本当にこういうことが、やはり、報告とはいえない出るといことは、まことに私どもも大きな責任を感じているところでありますし、また、該当した職員についても、もちろんやるつもりでやったわけではなくて、ついやったわけでありましたが、結果として責任を果たせなかったということは間違いない事実でございます。職場の上司初め私のほうからも、この職員には厳しくその点を反省を促し、やはり仕事で取り返さなければならないということを改めて申し渡したところでありますが、本当に、まことに申しわけなく、議員初め町民の皆さんにはまことに申しわけない思いであります。

なお、このことにつきましては、やはり信賞必罰の取り組みをさらに強めていかなければならないことではある、このように認識をしているところでございますし、今後やは

り、町民の信頼にこたえていくためには仕事でどうしても返していかなければならない。そのためには極力ミスのない仕事、信頼される仕事、これをやはり徹底する以外、私ども信頼回復する道はないと、このようにかたく思っているところでございますので、どうかその点御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成24年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前10時35分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員